

## 科学研究費補助金による研究実施規程

平成19年3月14日 18規程第6号

平成24年4月1日 24規程第3号

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費補助金による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

### (組織、研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

振興会 本部 地震防災調査研究部（部長、首席主任研究員、副首席主任研究員、主任研究員、副主任研究員、研究員）  
地震調査研究センター（所長、副所長）  
地震調査研究センター 解析部（部長、部長代理、参事、首席主任研究員、副首席主任研究員、主任研究員、副主任研究員、研究員）  
東濃地震科学研究所（所長、副所長、首席主任研究員、副首席主任研究員、主任研究員、副主任研究員、研究員）

### (研究計画の策定)

第3条 研究者は、科学研究費補助金による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施する研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを会長宛に提出するものとする。

### (研究の実施)

第4条 科学研究費補助金による研究を行う場合は、振興会の活動として実施するものとする。

### (研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、前条により科学研究費補助金により行った研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科学研究費補助金による研究を行う研究者は、科学研究費補助金制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを会長宛に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科学研究費補助金の研究計画調書の取りまとめ及び科学研究費補助金の経理管理等の事務は、本部事務局が所掌し、各組織の協力を得て実施する。

(法令等の遵守)

第8条 振興会及び振興会に所属する研究者は科学研究費補助金事業の遂行に当たり、関係法令等及び文部科学省、独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科学研究費補助金に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日から施行する。